

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年10月31日（平成28年（行個）諮問第160号）

答申日：平成29年2月10日（平成28年度（行個）答申第176号）

事件名：本人が申請したあっせんに係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日 労働局に契約更新しない理由と求人票との業務内容が違うこととかであっせんに来た特定事業場Aと労働局のやりとりがわかる文書一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年7月4日付け東労発総個開第28-271号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求した文書の中に相手方が提出した文書はもとより、担当者の名前もわからず、相手方がどういう文書を提出し、あっせん申請の現場で私が体調を崩したことで傷病手当金を申請したことを不正受給と主張し、審査請求人を不正受給者と主張した。ここまで言われたら、訴訟で地方、高等、最高裁判所まで争い判断を仰ぐ。弁護士の選任も決まった。まず、相手方の言い分を知りたいので、全面開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした別表の2欄に掲げる部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 理由

（1）個別労働紛争解決制度について

個別労働紛争解決制度は、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法

律（平成13年法律第112号。以下「個別労働紛争解決促進法」という。）に基づき、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争について、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、労働者、事業主等の相談に応じ、必要な情報提供を行うほか、紛争当事者の求めに応じて都道府県労働局長による助言・指導（以下「助言・指導」という。）、さらには紛争調整委員会によるあっせん（以下「あっせん」という。）を実施するものである。

あっせんとは、紛争調整委員会の会長から指名された3人のあっせん委員が、紛争当事者双方の主張の要点を確かめ、双方から求められた場合には両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することによって紛争の自主的な解決を図る制度である。

あっせんは、個々の労働者と事業主との間の民事上の問題を主に取り扱うもので、紛争当事者のプライバシー保護の観点から、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則（平成13年厚生労働省令第191号）14条の規定により、あっせんの手続は非公開とされている。

同条のあっせん手続とは、具体的にはあっせんの申請から手続の終結に至るまでの手続全般をいうものであり、あっせん期日における手続の傍聴を認めていないほか、紛争当事者の主張の内容や提出された資料、あっせん申請書等のあっせん申請の際に提出された書類、あっせん案やこれに対する紛争当事者の態度、あっせん申請がなされたことやあっせん手続が進行しているという情報等あっせん事案に係る全ての事項も非公開とされている。

（2）本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、個別労働紛争解決促進法に基づいて紛争当事者から原処分庁に対して申請があったあっせんに係る関係書類であり、別表の1欄に掲げる文書番号1ないし6の文書（以下、第3においては「対象文書」という。）である。

対象文書は、以下の（ア）ないし（オ）の文書に分類され、その概要は次のとおりである。

（ア）あっせん処理票

あっせん処理票とは、紛争当事者から申請のあったあっせんの受理から終了に至るまでの処理を記録した文書であり、事件番号、受理日、受理機関、申請人、あっせんの端緒、あっせん委員、担当者職氏名、あっせん開始決定日、終了日、終了区分、労働組合の有無、労働者数、あっせん案の提示の有無、個別労働紛争解決促進法14条による意見聴取の有無、解決状況、紛争当事者・代理人・補佐人の職氏名・住所・電話番号、労働者の就労状況、申請内容、あっせ

んに係る請求事項、あっせんの結果、あっせん案の内容及び処理経過等が記載されている。

(イ) あっせん概要記録票

あっせん概要記録票とは、あっせんにおける紛争当事者の主張やあっせん委員によるあっせんの内容等を簡潔に記録した文書であり、事件番号、受理日、開始決定日、申請人、あっせん期日、紛争当事者・代理人・補佐人の職氏名・住所・電話番号、担当あっせん委員名、紛争事案の概要、あっせんの概要及び記録作成者職氏名等が記載されている。

(ウ) あっせん申請書

あっせん申請書は、紛争当事者が都道府県労働局長にあっせんを申請するための文書であり、紛争当事者の氏名・住所・電話番号、あっせんを求める事項及びその理由、紛争の経過、その他参考となる事項、申請年月日、申請人の氏名等が記載されているほか、紛争の内容や経過を補足するために申請人から提出された資料及び労働局担当者が申請人から紛争内容の経緯等を聴取し作成した事情聴取票等が添付されている。

(エ) 被申請人提出資料

被申請人提出資料には、本件紛争に関する被申請人の主張が記載された文書及び当該主張に付随する添付資料等がある。

(オ) あっせん処理に係る事務連絡文書

あっせん処理に係る事務連絡文書には、あっせん申請書の送付について、あっせん開始通知書、あっせん期日に関するご通知、あっせんに関する資料の送付について及びあっせん打切り通知書等がある。

(3) 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号について

原処分において不開示とした対象文書1の②、対象文書2の①及び対象文書5の②には、あっせんの被申請人である特定事業場Aの担当者の職氏名が記載されており、これらは審査請求人以外の個人に関する情報である。

これらの情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であって、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない情報であることから、原処分において不開示としたことは妥当である。

(イ) 法14条3号イ及びロについて

原処分において不開示とした対象文書1の①及び③、対象文書2の②及び③、対象文書3の①並びに対象文書4は、あっせんの被申請人である特定事業場Aの主張等及び提出資料等である。

これらの情報は、法人に関する情報であって、開示することにより、当該特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、また、行政機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報であることから、法14条3号イ及びロに該当し、原処分において不開示としたことは妥当である。

(ウ) 法14条7号柱書きについて

原処分において不開示とした対象文書1の①及び③、対象文書2の②、③及び⑤、対象文書3の①及び②、対象文書4並びに対象文書5の①は、あっせんの被申請人である特定事業場Aの主張等、提出資料及びあっせん委員から被申請人への解決策の提案等である。

これらの情報は、国の機関が行う事務に関する情報であって、被申請人とあっせん委員のやり取り等については、開示することにより、被申請人があっせん委員による意見聴取等への協力やあっせんへの参加そのものを躊躇するなど、強制的な手段を持たず、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度である個別労働紛争解決制度のあっせんに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法14条7号柱書きに該当することから、原処分において不開示としたことは妥当である。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「開示請求した文書の中に相手方が提出した文書はもとより、担当者の名前もわからず、相手方がどういう文書を提出し、あっせん申請の現場で私が体調を崩したことで傷病手当金を申請したことを不正受給と主張し、審査請求人を不正受給者と主張した。ここまで言われたら、訴訟で地方、高等、最高裁判所まで争い判断を仰ぐ。弁護士の選任も決まった。まず、相手方の言い分を知りたいので、全面開示を求める。」と主張しているが、上記(3)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、請求者の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした別表の2欄に掲げる部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月10日 審議
- ④ 平成29年1月26日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年2月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定年月日 労働局に契約更新しない理由と求人票との業務内容が違うこととかであっせんに来た特定事業場Aと労働局のやりとりがわかる文書一式」に記録された保有個人情報であり、具体的には別表の1欄に掲げる文書1ないし文書6に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示した上で、その余の部分については、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表に掲げる文書1（あっせん処理票）の不開示部分について

ア 文書1の①の不開示部分は、あっせんの被申請人が紛争調整委員会に提出した文書に係る情報が記載されている。

強制的な手段を持たない個別労働関係紛争のあっせん制度は、もともと当事者間に紛争が生じている中、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促すものであるから、当該部分を開示すると、被申請人が申請人の反応を考慮して、あっせん委員による意見聴取への協力や、あっせんへの参加そのものをちゅうちょする等により、国の機関が行う個別労働関係紛争の解決促進に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性を否定できない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書1の②の不開示部分は、あっせんの被申請人の出席者の職氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの

に該当する。

また、あっせんの被申請人の参加者が誰であるかは審査請求人が知り得る情報であるとはいえないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 文書1の③の不開示部分は、あっせんの被申請人の主張であり、上記(1)アと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表に掲げる文書2(あっせん概要記録票)の不開示部分について

ア 文書2の①の不開示部分は、あっせんの被申請人の出席者の職氏名であり、上記(1)イと同様の理由により、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 文書2の②及び③の不開示部分は、あっせんの被申請人からの聴取事項及び聴取内容であり、上記(1)アと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 文書2の⑤の不開示部分は、あっせんの被申請人に対するあっせん委員による調整の内容であり、上記(1)アと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表に掲げる文書3(あっせん処理に係る事務連絡文書)の不開示部分について

ア 文書3の①の不開示部分は、あっせんの被申請人が紛争調整委員会に提出した文書名が記載されており、上記(1)アと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書3の②の不開示部分は、東京労働局の担当者からあっせん委員への被申請人の対応に係る連絡内容であり、上記(1)アと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表に掲げる文書4(被申請人提出資料)の不開示部分について

当該部分は、あっせんの被申請人の提出資料であり、上記(1)アと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 別表に掲げる文書5(あっせん処理に係る事務連絡文書)の不開示部

分について

ア 文書5の①の不開示部分は、あっせん委員とあっせんの被申請人とのあっせん実施に当たってのやり取りであり、上記(1)アと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 文書5の②の不開示部分は、あっせんの被申請人の担当者の職氏名であり、上記(1)イと同様の理由により、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書番号，文書名及び頁			2 原処分において不開示とされている部分	3 不開示情報該当性 (法14条)
文書番号	文書名	頁		
1	あっせん処理票	1ないし3	① 2頁「処理経過」欄13行目7文字目ないし12文字目	3号イ及びロ並びに7号柱書き
			② 3頁「処理経過」欄1行目9文字目ないし14文字目	2号
			③ 3頁「処理経過」欄2行目16文字目ないし3行目16文字目	3号イ及びロ並びに7号柱書き
2	あっせん概要記録票	4	① 4頁「あっせんの概要」欄1行目9文字目ないし14文字目	2号
			② 4頁「あっせんの概要」欄14行目16文字目ないし29文字目	3号イ及びロ並びに7号柱書き
			③ 4頁「あっせんの概要」欄15行目1文字目ないし29行目30文字目（以下の④を除く。）	3号イ及びロ並びに7号柱書き
			④ 4頁「あっせんの概要」欄21行目4文字目ないし13文字目，22行目26文字目ないし23行目2文字目及び25行目4文字目ないし26行目13文字目	なし（新たに開示）
			⑤ 4頁「あっせんの概要」欄31行目16文字目ないし35文字目	7号柱書き

3	あっせん処 理に係る事 務連絡文書	5 ない し 10	① 10 頁 15 行目 9 文字 目 ないし 19 文字目	3 号イ及びロ並 びに 7 号柱書き
			② 10 頁 16 行目 ないし 17 行目	7 号柱書き
4	被申請人提 出資料	11 ない し 48	全部	3 号イ及びロ並 びに 7 号柱書き
5	あっせん処 理に係る事 務連絡文書	49 ない し 58	① 49 頁 28 行目 ないし 31 行目	7 号柱書き
			② 51 頁「担当者職氏 名」欄の不開示部分	2 号
			③ 51 頁「【会社意見等 記入欄】」欄の不開示部 分	なし（新たに開 示）
6	あっせん申 請書，申請 人提出資料 及び事情聴 取票	59 ない し 72	—	—